

Bureau, The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku,
Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6252

(交通局事業管理本部総務部調達課)

大阪市水道局告示第24号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

名 称	所 在 地	指 定 日
CAZI設備株式会社	大阪市中央区谷町3丁目2番6号 園田ビル3F	平成26年 3月10日
関西ホームズ	大阪府枚方市藤阪東町3丁目7番3号 2F	
井上水道株式会社	大阪市天王寺区上汐3丁目1番6号 上本町ビル402	

(水道局工務部給水課)

大阪市水道局告示第25号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第3項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者の指定を取消したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

名 称	所 在 地	取 消 日
株式会社 マツヤ空調サービス	大阪市北区天満4丁目9番16号	平成26年 3月10日

(水道局工務部給水課)

大阪市病院局告示第3号

大阪市立市民病院の使用料及び手数料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28 日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

施 設	委 託 事 務	受 託 者	委 託 期 間
3 市民病院	使用料及び手数料の収納に関する事務の一部	弁護士法人館野法律事務所 代表者 弁護士 館野 完	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで
総合医療センター	使用料及び手数料の収納に関する事務の一部	株式会社 エヌジェーシー 代表取締役 安田 貞美	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで
		株式会社 コアズ 代表取締役 篠崎 學	
	使用料及び手数料の収納に関する事務（備考記載のコンビニエンスストアで納付されるものに限る。）	株式会社 電算システム 代表取締役 田中 靖哲	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで
十三市民病院	使用料及び手数料の収納に関する事務の一部	株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで
		株式会社 エムズジャパン セキュリティ 代表取締役 明石 光正	
住吉市民病院	使用料及び手数料の収納に関する事務の一部	株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで
		株式会社 イズミ 代表取締役 竹橋 成峰	

備考 セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ココストア、エブリワン、R I Cマート、スリーエフ、コミュニティ・ストア、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、北海道スパー、セーブオン、ハート・イン、a s n a s、アンスリー、K P L A T

(病院局企画部企画課)

大阪市教育委員会告示第11号

大阪市立美術館について、大阪市立美術館条例（昭和24年大阪市条例第72号）第13条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成26年 3 月28日

大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄

1 施設名称 大阪市立美術館

2 利用料金

〔観覧料〕

(常設展の料金)

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	200円	100円
その他の者	300円	150円

※特別展の開催時は特別展観覧料において常設展を観覧することができる

※その他、観光・集客施策や利用者促進策等に基づく事項の観覧料については、別途、協定書にて定めるものとする

(特別展等の料金)

○特別展「山の神仏」

開催期間：平成26年 4 月 8 日（火）～ 6 月 1 日（日）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料	前売観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	1,000円	800円	800円
その他の者	1,400円	1,200円	1,200円

※本展は大阪市内在住の65歳以上の者もその他の者と同額の料金

※中学生以下の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※前売券の販売期間は平成26年 4 月 7 日（月）まで

※実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

○特別展「第60回全関西美術展」

開催期間：平成26年 6月24日（火）～ 7月 6日（日）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	500円	400円
その他の者	700円	600円

※本展は大阪市内在住の65歳以上の者もその他の者と同額の料金

※中学生以下の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

○特別展「こども展 名画にみるこどもと画家の絆」

開催期間：平成26年 7月19日（土）～10月13日（月・祝）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料	前売観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	1,000円	800円	800円
その他の者	1,500円	1,300円	1,300円

※本展は大阪市内在住の65歳以上の者もその他の者と同額の料金

※中学生以下の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※前売券の販売期間は平成26年 7月18日（金）まで

※実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

○特別展「うた・ものがたりのデザイナー―日本工芸にみる「優雅」の伝統―

開催期間：平成26年10月28日（火）～12月 7 日（日）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料	前売観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	1,100円	900円	900円
その他の者	1,300円	1,100円	1,100円

※本展は大阪市内在住の65歳以上の者もその他の者と同額の料金

※中学生以下の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※前売券の販売期間は平成26年10月27日（月）まで

※実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

○特別展「第46回 日展」

開催期間：平成27年 2月21日（土）～ 3月22日（日）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料	前売観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	700円	500円	500円
その他の者	1,000円	800円	800円

※本展は大阪市内在住の65歳以上の者もその他の者と同額の料金

※中学生以下の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※前売券の販売期間は平成27年 2月20日（金）まで

※実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

○特別陳列「田万コレクション／東洋美術Part 1（仮称）」

開催期間：平成27年 1月10日（土）～ 2月 8 日（日）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学	400円	300円

する者		
その他の者	500円	400円

※本展は大阪市内在住の65歳以上の者もその他の者と同額の料金

※中学生以下の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

〔施設使用料〕

区分		使用料(1日)
展 覧 会 室	第1 展覧会室	30,000円
	第2 展覧会室	30,000円
	第3 展覧会室	30,000円
	第4 展覧会室	30,000円
	展覧会事務室(第1～第5室)	各3,000円
特別室		5,000円
講堂		5,000円
その他の館内及び構内地		1平方メートル 10円

3 実施日

平成26年 4月 1 日（火）から

（経済戦略局文化部文化課）



大阪市教育委員会告示第12号

大阪市立東洋陶磁美術館について、大阪市立東洋陶磁美術館条例（昭和57年大阪市条例第48号）第10条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄

1 施設名称 大阪市立東洋陶磁美術館

2 利用料金

〔観覧料〕

（常設展の料金）

区 分	観 覧 料	団体（20人以上） 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	300円	250円

その他の者	500円	400円
-------	------	------

※ その他、観光・集客施策や利用者促進策等に基づく事項の観覧料については、別途、協定書にて定めるものとする

(特別展等の料金)

○特別企画展「蓮-清らかなる東アジアのやきもの×写真家・六田知弘の眼」

開催期間：平成26年4月12日（土）～7月27日（日）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	360円	300円
その他の者	600円	480円

※ 上記金額で常設展入場可

※ 中学生以下の者、大阪市内在住の65歳以上の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※ 実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

○特別展「IMARI/伊万里ヨーロッパの宮殿を飾った日本磁器」

開催期間：平成26年 8月16日（土）～11月30日（日）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	720円	600円
その他の者	1,200円	960円

※ 上記金額で常設展入場可

※ 中学生以下の者、大阪市内在住の65歳以上の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※ 実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

3 実施日

平成26年 4月 1日（火）から

（経済戦略局文化部文化課）



大阪市教育委員会告示第13号

大阪歴史博物館について、大阪歴史博物館条例（平成13年大阪市条例第60号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

平成26年3月28日

大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄

1 施設名称 大阪歴史博物館

2 利用料金

〔観覧料〕

（常設展の料金）

区 分	観 覧 料	団体（20人以上） 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	400円	360円
その他の者	600円	540円

※ その他、観光・集客施策や利用者促進策等に基づく事項の観覧料については、別途、協定書にて定めるものとする

（特別展の料金）

○特別展「上方の浮世絵」

開催期間：平成26年 4月19日（土）～6月1日（日）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料	前売観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	700円	630円	560円
その他の者	1,000円	900円	800円

区 分	共通観覧料 （特別展＋常設展示）	団体（20人以上） 共通観覧料 （特別展＋常設展示）
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	1,030円 特別展分：630円 常設展分：400円	990円 特別展分：630円 常設展分：360円
その他の者	1,500円 特別展分：900円 常設展分：600円	1,440円 特別展分：900円 常設展分：540円

※ 本展は大阪市内在住の65歳以上の者もその他の者と同額の料金

- ※ 中学生以下の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料
- ※ 前売券の販売期間は平成26年4月18日（金）まで
- ※ 実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

○特別展「大阪遺産 難波宮展」

開催期間：平成26年 6月21日（土）～ 8月18日（月）

区 分	観覧料	団体（20人以上）観覧料	共通観覧料 （特別展＋常設展示）
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	400円	360円	600円 特別展分：200円 常設展分：400円
その他の者	600円	540円	1,000円 特別展分：400円 常設展分：600円

- ※ 中学生以下の者、大阪市内在住の65歳以上の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料
- ※ 実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

○特別展「村野藤吾展」

開催期間：平成26年 9月 3日（水）～10月13日（月・祝）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	800円	720円
その他の者	1,000円	900円

区 分	共通観覧料 （特別展＋常設展示）	団体（20人以上） 共通観覧料 （特別展＋常設展示）
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	1,120円 特別展分：720円 常設展分：400円	1,080円 特別展分：720円 常設展分：360円

その他の者	1,500円	1,440円
	特別展分：900円	特別展分：900円
	常設展分：600円	常設展分：540円

※ 中学生以下の者、大阪市内在住の65歳以上の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※ 実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

○特別展「お守り刀展覧会×二次元V S 日本刀」

開催期間：平成26年11月 1 日（土）～12月23日（火・祝）

区 分	観覧料	団体（20人以上） 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	600円	540円
その他の者	800円	720円

区 分	共通観覧料 (特別展＋常設展示)	団体（20人以上） 共通観覧料 (特別展＋常設展示)
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	940円 特別展分：540円 常設展分：400円	900円 特別展分：540円 常設展分：360円
その他の者	1,320円 特別展分：720円 常設展分：600円	1,260円 特別展分：720円 常設展分：540円

※ 本展は大阪市内在住の65歳以上の者もその他の者と同額の料金

※ 中学生以下の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※ 実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

〔施設使用料〕

区分	使用料		
	午前	午後	全日
講 堂	15,400円	24,600円	36,000円
第1研修室	6,500円	10,400円	15,200円
第2研修室	3,500円	5,600円	8,200円

第1会議室	3,200円	5,100円	7,500円
第2会議室	3,000円	4,800円	7,000円
第3会議室	3,100円	5,000円	7,300円
特別展示室			96,800円

※ この表中「午前」とは午前9時30分から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「全日」とは午前9時30分から午後5時までをいう

〔附属設備〕

区 分		単 位		使用料
講 堂 設 備	音響設備	一式	午前、午後各1回につき	3,900円
	ステージスピーカー	一式		2,200円
	サラウンドスピーカー	一式		2,200円
	はね返りスピーカー	一式		1,100円
	テープレコーダー	1台		600円
	CDプレーヤー	1台		1,300円
	MDプレーヤー	1台		1,300円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台		1,300円
	グランドピアノ	1台		3,500円
	ビデオ（プロジェクター付）	1台		1,900円
	16ミリ・35ミリ兼用映写機	1台		4,200円
	書画カメラ（プロジェクター付）	1台		400円
	スライド映写機（プロジェクター付）	1台		1,300円
	デジタルビデオ（プロジェクター付）	1台		1,900円
	サスペンションライト	12台以内		2,100円
		24台以内		4,200円
		25台以上		7,400円
	ボーダーライト	一式		1,000円
	フロントスポットライト	一式		1,700円
	ピンスポットライト	1台		1,700円
	シーリングライト	一式		1,700円
	金屏風	1双		800円
	冷房設備、暖房設備	午前		600円
		午後		800円

		全日		1,400円
第 1 研 修 室 設 備	拡声装置（マイク付）	一式	午 前 、 午 後 各 1 回 に つ き	1,800円
	テープレコーダー	1台		600円
	スライド映写機（プロジェクター付）	1台		1,300円
	ビデオ（プロジェクター付）	1台		1,900円
	デジタルビデオ（プロジェクター付）	1台		1,900円
そ の 他 設 備	拡声装置（マイク付）	一式	1 日 各 1 回 に つ き	1,800円
	書画カメラ（プロジェクター・スクリーン付）	1台		400円
	ビデオ（テレビ付）	1台		1,300円
	デジタルビデオ（テレビ付）	1台		1,300円
	スライド映写機（スクリーン付）	1台		1,300円
	オーバーヘッドプロジェクター（スクリーン付）	1台		400円
	ポータブル液晶プロジェクター（スクリーン付）	1台		1,900円
	音声ガイド	1台	1 日 各 1 回 に つ き	200円

※ この表中「午前」とは午前9時30分から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「全日」とは午前9時30分から午後5時までをいう

3 実施日

平成26年4月1日（火）から

（経済戦略局文化部文化課）



大阪市教育委員会告示第14号

大阪市立自然史博物館について、大阪市立自然史博物館条例（昭和49年大阪

市条例第39号) 第14条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄

1 施設名称 大阪市立自然史博物館

2 利用料金

〔観覧料〕

(常設展の料金)

区 分	観覧料	団体(30人以上50人未満) 観覧料	団体(50人以上100人未満) 観覧料	団体(100人以上) 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	200円	180円	160円	140円
その他の者	300円	270円	240円	210円

※ その他、観光・集客施策や利用者促進策等に基づく事項の観覧料については、別途、協定書にて定めるものとする

(特別展の料金)

○特別展「都市の自然展(仮称)」

開催期間：平成26年7月19日(土)～10月13日(月・祝)

区 分	観覧料	団体(30人以上50人未満) 観覧料	団体(50人以上100人未満) 観覧料	団体(100人以上) 観覧料
高等学校・高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	300円	270円	240円	210円
その他の者	500円	450円	400円	350円

区 分	共通観覧料(特別展+常設展示)
高等学校・高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	400円 特別展分：200円 常設展分：200円

その他の者	700円
	特別展分：400円
	常設展分：300円

※ 中学生以下の者、大阪市内在住の65歳以上の者及び障がい者手帳等の交付を受けている者（同伴者1名を含む）は無料

※ 前売券の販売期間は平成26年7月18日（金）まで

※ 実施主体である実行委員会等の協議により、上記料金から割引を行う場合がある

〔施設使用料〕

区 分	使 用 料		
	午 前	午 後	全 日
特別展示室			32,000円
講堂	7,000円	10,000円	17,000円

※ この表中「午前」とは午前9時30分から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時（ただし、11月1日から翌年2月末日までの期間については、午後4時30分）までをいい、「全日」とは午前9時30分から午後5時（ただし、11月1日から翌年2月末日までの期間については、午後4時30分）までをいう。

〔附属設備〕

区 分		使用料		
		午前	午後	全日
特別展示室	冷房設備			16,000円
	暖房設備			16,000円
講堂	冷房設備	3,500円	5,000円	8,500円
	暖房設備	3,500円	5,000円	8,500円
	拡声装置	一式 午前、午後各1回に付 1,800円		
	マイク	1本 午前、午後各1回に付 500円		
	ワイヤレスマイク	1本 午前、午後各1回に付 1,100円		
	テープレコーダー	1台 午前、午後各1回に付		

		900円
スライド映写機（スクリーン付）	1 台 午前、午後各 1 回に付	1,300円
16ミリ映写機（スクリーン付）	1 台 午前、午後各 1 回に付	4,200円
ビデオ装置	一式 午前、午後各 1 回に付	2,200円
液晶プロジェクター（スクリーン付）	1 台 午前、午後各 1 回に付	1,900円

※ この表中「午前」とは午前 9 時 30 分から正午までをいい、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時（ただし、11 月 1 日から翌年 2 月末日までの期間については、午後 4 時 30 分）までをいい、「全日」とは午前 9 時 30 分から午後 5 時（ただし、11 月 1 日から翌年 2 月末日までの期間については、午後 4 時 30 分）までをいう。

3 実施日

平成26年 4 月 1 日（火）から

（経済戦略局文化部文化課）



大阪市教育委員会告示第15号

大阪市立科学館について、大阪市立科学館条例（平成元年大阪市条例第42号）第11条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成26年 3 月 28 日

大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄

1 施設名称 大阪市立科学館

2 利用料金

〔観覧料〕

（常設展の料金）

区 分	観覧料	団体（30人以上） 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	300円	240円
その他の者	400円	320円

※ その他、観光・集客施策や利用者促進策等に基づく事項の観覧料については、別途、協定書にて定めるものとする

3 実施日

平成26年 4月 1 日（火）から

（経済戦略局文化部文化課）

大阪市教育委員会告示第16号

次の施設について、大阪市立美術館条例（昭和24年大阪市条例第72号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年 3月28日

大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄

施 設 名	月 日
大阪市立美術館 （展覧会室及び展覧会事務室を除く。）	平成26年 4月 1 日（火）から 同月 6 日（日）まで
	平成26年 6月 3 日（火）から 同月22日（日）まで
	平成26年 7月 8 日（火）から 同月18日（金）まで

（経済戦略局文化部文化課）

大阪市選挙管理委員会告示第12号

平成26年 3月23日執行の大阪市長選挙における次の選挙運動用表示物は、紛失した旨平成26年 3月19日届出があったので、無効とする。

平成26年 3月20日

大阪市選挙管理委員会

委員長 大 屋 登 史 子

候補者氏名	品 名	数 量	交付番号	交付年月日
マック赤坂	乗車・乗船用腕章	3	第 3 号	平成26年 3月 9 日
	選挙運動（街頭演説）用腕章	10	第 3 号	

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

（平26. 3. 20揭示済）

大阪市選挙管理委員会告示第14号

大阪市選挙管理委員会規程（昭和22年大阪市告示第132号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月28日

大阪市選挙管理委員会

委員長 大 屋 登 史 子

第14条第2項を次のように改める。

局に選挙部を置く。

第14条に次の2項を加える。

局に総務課を置く。

選挙部に選挙課を置く。

「総務部

第18条中 を「 総務課」に改める。

総務課」

附 則

この改正規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

（行政委員会事務局総務部総務課）



大阪市監査委員の事務局に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年 3月28日

大阪市代表監査委員

高 橋 敏 朗

大阪市監査委員告示第10号

大阪市監査委員の事務局に関する規程の一部を改正する規程

大阪市監査委員の事務局に関する規程（昭和39年監査委員告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 局に監査部を置く。

2 局に総務課を置く。

3 監査部に監査課を置く。

第3条第3項中「4名」を「5名」に改める。

同条第5項中「担当課長代理」を「課長代理、担当課長代理」に改める。

同条第7項中「、担当課長代理」を「、課長代理、担当課長代理」に改める。

第4条第4項中「、担当課長代理」を「、課長代理、担当課長代理」に改める。

同条第5項中「、担当課長代理」を「、課長代理、担当課長代理」に改める。

第5条第3項中「担当課長代理」を「課長代理、担当課長代理」に改める。

「総務部

第6条中 を「 総務課」に改める。

総務課」

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(行政委員会事務局総務部総務課)

大阪市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 3 月28日

大阪市監査委員 金 沢 一 博

同 有 本 純 子

同 高 橋 敏 朗

同 阪 井 千 鶴 子

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪市長 橋下 徹（平成26年 2 月26日までに通知があったもの）

大阪市長職務代理者 大阪市副市長 村上 龍一（平成26年 2 月27日以後に通知があったもの）

大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

措 置 状 況 報 告 書

報告監25の第15号

監査の対象：平成24年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査 大阪市住
宅供給公社 所管局：都市整備局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 決算事務について (1) 引当金計上額に係る根拠資料等を確認することができなかったのを改善するよう求めたもの 地方住宅供給公社会計基準によれば、将来の特定の費用又は損失に対して、その金額を合理的に見積もることができる場合には引当	長期事業未収金は、分譲住宅の「あべのドルチェ」等で譲渡代金の一部延べ払いの制度を設けましたが、その未回収分（割賦債権）であり、通常の債権とは異なり、一般的ではないことから、実績から貸倒率を設けることが困難であります。一方	措置済 (25. 12. 25)

金を計上することとされている。 しかしながら、平成24年3月末日現在の貸借対照表に計上されている貸倒引当金のうち、過去に分譲住宅を割賦譲渡した際に発生した長期事業未収金に対応する金額については、計上額の根拠となる資料等を確認できず、また、将来の修繕工事費用に対応する計画修繕引当金についても、その計上根拠となる修繕計画の見直しに関する資料等を確認することができなかったもので、計上額の根拠とした資料等を適切に保管するよう改められたい。	で、割賦債権であることから貸倒リスクについては特段の考慮が必要であると判断されたことから、平成14年度と平成15年度は每期、未収金残高に対し10%の額で計画的に引き当てておりました。 本件は、債権金額が貸倒引当金と同額になるまでは取り崩さないこととしており、平成24年度決算において、追加引当又は取崩要否の検討を加え、平成16年度以降の未収金残高と貸倒引当金残高を見ると、必ずしも、引当不足とは思われず、平成24年度末の引当残高を上回るようなことにはなっていないため、平成24年度末においても、追加引き当て或いは取崩しは行わないこととし、その検討内容を記録し保存しているとの報告を受けています。 (平成25年 5月31日措置済)	
(2) 減損処理に係る注記の一部が財務諸表に記載されていなかったもので注意するよう求めたもの等 地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準によれば、事業活動から生ずる損益（以下、「事業損益」という。）が、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みである場合、減損の兆候があるとされ、地方住宅供給公社会計基準の注記事項標準様式によれば、減損の兆候に関する注記を財務諸表に記載することとされている。 しかしながら、平林西団地の資産グループは、当期を含め過去か	平林西については、平成21年度に減損損失を計上した後、新たな減損損失の見込みが生じないため、減損の兆候の注記から外していましたが、当面は賃料改定（値上げ）を行う予定がなく、回復の見込みがないことから、平成24年度決算より、「減損の兆候」の注記に加えたとの報告を受けています。 また、コーシャハイツ高見の資産グループの収支の悪化の要因は、空戸の増加によるものであり、効果的な入居促進策を講じ、空戸を減少させることにより、事業収益が好転すること	措置済 (25. 12. 25)

ら継続して事業損益がマイナスとなっており、減損の兆候があるにもかかわらず、財務諸表の注記が行われていなかったもので注意されたい。 また、コーシャハイツ高見団地の資産グループでは前期及び当期の事業損益がマイナスであったため、翌期である平成24年度の事業損益の見込みも考慮して減損の兆候いかんを判断すべきであるが、当該判断の根拠となる資料を確認することができなかつたので根拠となる資料を適切に保管するよう改められたい。	想定されるため、必ずしも、明らかにマイナスとなる場合には該当しないと考えており、そうした検討を踏まえたうえでの文書化された判断資料が保管されておりましたが、平成24年度の決算より、減損の兆候の判定を行った資料を保存しているとの報告を受けています。 (平成25年 5月31日措置済)	
(3) 発生主義による決算処理が行われていなかったもので注意するよう求めたもの 地方住宅供給公社会計基準によれば、すべての費用は、その発生した期間に正しく割り当てられるよう処理しなければならないと規定され、発生主義に基づいた会計処理を行うこととされている。 しかしながら、本法人においては職員に支給する残業代や賞与の全額を支給時に費用計上しているため、平成24年3月末日の損益計算書や貸借対照表において平成24年3月に発生した残業代743万円を計上せず、また、同年度に発生した賞与についても賞与引当金を計上していなかったもので注意されたい。	平成24年度決算より、当年度中に発生した残業代の費用及び賞与引当金を計上したとの報告を受けています。 (平成25年 6月28日措置済)	措置済 (25. 12. 25)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：人事室

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	今回の監査の実施を受け、もと職員上之宮寮の使用承認状況について調査したところ、財産管理に関する理解不足により、承認手続が行われていなかったことが判明しました。 なお、平成25年度分の使用承認手続につきましては、ご指摘の点を踏まえ、平成25年2月28日付け建第35073号にて承認申請を受け、同年3月18日付け人事厚第71号にて承認したところでは、 今後は所管物件の適正管理に努めるため、次の手順にて所管課と財産管理主任とのダブルチェックで対策を行い、所定の手続に遺漏のないよう留意します。 1. 財産管理主任から4～5月に貸付状況報告書の作成を所管課に依頼する際、当年度の申請状況、財産主任に承認状況及び翌年度の承認申請受理予定時期を記入するよう、合わせて依頼します。 2. 所管課は、申請状況等について回答します。 3. 財産管理主任は、回答内容から翌年度の承認申請受理予定時期を確認し、承認手続が遅延することのないよう所管課と調整します。 4. 所管課にて申請を受理し、承認の手続を行う際、貸付状	措置済 (25. 6. 21)

	況報告書に申請日を入力し、 手続後、財産管理主任あて承認状況確認を依頼します。 5. 財産管理主任にて、承認状況確認を行い、所管課へ連絡を行います。 (平成25年 3月18日措置済)	
--	---	--

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：都島区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	使用貸借契約とすべき性質のものを、誤って賃貸借契約として締結していたため、平成25年度分から使用貸借契約として締結済です。 本件は、財産管理事務における職員の理解不足により生じたものであります。今後は、財産管理事務に携わる関連部署における情報と知識の共有化のため、財産管理主任会議の報告会を実施し、再発防止に努めてまいります。なお、第1回目は平成25年 6月19日に実施済です。 (平成25年 6月19日措置済)	措置済 (25. 6. 21)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土

地及び建物)の管理及び運用状況

所管局：此花区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	平成22、23年度の契約締結を失念していたものについて、使用貸借であるにもかかわらず、誤認識に基づき、平成22年度から平成24年度までの3年間を期間とする使用承認を行っていましたが、平成24年度時点において認識を改め、1年間を期間とする貸付契約を行ったため、平成22、23年度の契約が未締結となりました。平成25年度からは普通財産貸付契約を行う際は、借受申請書、誓約書を提出させて契約を締結するように改め、マニュアルを作成して適正な事務執行を行うこととしました。 (平成25年6月19日措置済) 借受申請書を取得していないものについて、普通財産貸付契約締結時における使用意思の確認方法として、誤認識に基づき、借受申請書ではなく、使用承認願を取得していました。島屋連合集会所については、平成25年度更新時より借受申請書による申請に改め、伝法コミュニティ集会所、四貫島連合集会場、西九条振興会館、西島集会所、伝法連合集会所、恩貴島連合集会所については、平成25年6月10日から同年同月17	措置済 (25. 10. 9)

日の間に各委員長と普通財産貸付契約の際は使用承認願による申請ではなく、借受申請書による申請が必要である旨の認識共有を図り、次回更新時から改めることとしました。平成25年度からは普通財産貸付契約を行う際は、借受申請書、誓約書を提出させて契約を締結するよう改め、マニュアルを作成して適正な事務執行を行うこととしました。

(平成25年 6月19日措置済)

誓約書が添付されていないものについて、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）を平成23年 9月 1日に施行したことに伴い、契約を締結する際は誓約書の提出を求める必要がありましたが、認識不足により取得していませんでした。平成25年 1月17日から同年同月22日の間に誓約書の提出を受けました。平成25年度からは普通財産貸付契約を行う際は、借受申請書、誓約書を提出させて契約を締結するよう改め、マニュアルを作成して適正な事務執行を行うこととしました。

(平成25年 6月19日措置済)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：天王寺区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	この度のご指摘については、局長の専決事項とされている賃貸借契約の決裁において、規程に基づく決裁権者の確認を怠っていたことが原因となります。 今年度の普通財産（味原集会所の土地・建物、地域集会所・老人憩の家の土地）の貸付契約の締結にあたっては、規程に従い区長専決にて決裁を行いました。 今後このような事態を起こさないよう、この度「普通財産使用貸借契約チェックリスト」を作成し、契約決裁時に、担当係員、係長、課長のチェックを経たうえで、契約を行うこととし、当該チェックリストについても決裁に添付、保存し、再発防止を図ります。 （平成26年 2月25日措置済）	措置済 (26. 3. 12)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：東成区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 行政財産の用途廃止手続に不備があるもの等が見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市財産規則（昭和30年大阪市規則第17号）によれば、行政財産の	公用廃止決議書を簿冊に保管すべきところ誤って1年未満の雑件関連書類と一緒に保管しており、廃棄してしまったものであるため、現在は必	措置済 (26. 3. 13)

用途を廃止しようとするときは、他の局長等は契約管財局長と協議しなければならないとされており、協議後に公用廃止局内決議を行うこととなるが、公用廃止決議を行っていない所属が見受けられた。 また、契約管財局作成の「協議・請求時必要書類及び期限一覧」によれば、公用廃止日の2週間前までに協議書を送付することとされているが、送付期限を順守していないもの等が見受けられた。 さらに、公用廃止決議書が簿冊保存期間満了前であるにもかかわらず、廃棄されていたので、注意されたい。	ず文書分類表で確認のうえ、決裁時に簿冊の内容等について必ず確認するよう財産主任ラインで徹底しております。 また、文書廃棄の際は、廃棄簿冊の中に誤って廃棄してはいけない文書が保管されていないか係員、係長でダブルチェックを行った後に廃棄を行います。 (平成25年4月1日措置済)	
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	平成25年度の契約分については、今年度の申請者は申請期限までに借受申請書を取得しております。 (平成25年2月28日措置済) 今回の指摘事項は、継続申請期限及び借受申請書取得について不知であったことが原因であることから、今後は各申請に対し、必要書類の不備が発生しないよう必要書類チェックシートを作成し、財産担当が各申請に1通ずつ添付するようにします。また不備等があった場合は、財産担当が不備内容、申請者に不備内容を通知した旨（日付、通知手段等）をそのシートに記載し申請期限までに申請書類を提出させるよう指導します。チェックシートにつきましては、決裁の添付書類として添付し財産担当ラインの決裁時に承認者等により確認します。	措置済 (26.3.13)

	また、担当者が変更となった場合、引継書を作成し財産管理について速やかに理解できるよう事務を進めます。 (平成25年 9月30日措置済)	
5 財産台帳について誤って登載されているもの等が見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市財産条例（昭和39年大阪条例第8号）によれば、本市の財産については、財産管理者が定めるところにより、その種類ごとに財産台帳（以下「台帳」という。）を備え、財産の所在、数量、価格その他必要な事項を記載し、財産に変動があったときは、直ちにこれを補正しておかなければならないとされているが、売却済みの土地等や解体撤去された建物が長期にわたって台帳に登載されたままとなっているものや、会計区分の登録を誤っているものなどが見受けられたので、注意されたい。 また、区生活支援担当の事務室として使用されているにもかかわらず、行政財産に登録されていないものが見受けられたので、注意されたい。	区生活支援担当の事務室として使用しているにも関わらず、行政財産として報告していない件につきましては、契約管財局に対し平成25年 2月12日付けで建物移動通知書を申請し、平成25年 3月18日に建物台帳に登録されています。 (平成25年 3月18日措置済) 今回の指摘事項は、管財事務について知識不足であったことが原因であることから、今後は指摘されている問題点の一覧を作成し、財産主任会議の終了後、総務課（財産管理担当課）職員に対し会議資料とともに問題点の一覧を使用し、研修を実施します。 また、担当者が変更となった際には、引継書（問題点一覧を含む）を作成し財産管理について速やかに理解できるよう事務を進めます。 (平成26年 3月 6日措置済)	措置済 (26. 3. 13)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：城東区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの	「貸付内容と契約書の内容が一致しないもの」としてご指摘を受けた3件（平成22年度契約2件、平成24年度契約	一部措置済 (26. 3. 17)

本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。

また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。

さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているものの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。

1件)につきましては、契約内容の誤りについて相手方と確認を行いました。

今回の指摘事項は、内部での確認が不徹底であったことが原因と考えております。今後は、事務処理要領を作成のうえ、契約書作成段階で市民協働課内の複数職員による内容確認作業を行い、再発防止に努めます。

なお、平成25年度契約につきましては、誤りなく契約完了しました。

(平成25年 3月22日措置済)

「使用貸借契約の上に、使用許可書も発行しているもの」などとしてご指摘を受けた10件(平成22年度契約4件、平成24年度契約6件)につきましては、区発行の使用許可書が誤りである点について相手方と確認を行いました。

今回の指摘事項は、内部での確認が不徹底であったことが原因と考えております。今後、誤発行がないように事務処理要領を作成し、チェックシートにより内容点検することとしました。なお、平成25年度契約につきましては、誤りなく契約完了しました。

(平成25年 3月29日措置済)

「必要書類が添付されていないもの」などとしてご指摘を受けた7件(平成24年度契約)につきましては、申請時に誓約書が必要な旨を相手方に説明し確認しました。

	今回の指摘事項は、誓約書の添付が必要であることについて不知であったことが原因と考えております。今後、事務処理要領を作成し、チェックシートにより必要書類を点検することとしました。 なお、平成25年度契約につきましては、誓約書を受領のうえ事務処理を行い、誤りなく契約完了しました。 (平成25年 3 月27日措置済)	
--	---	--

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：鶴見区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けら	普通財産の貸付については、いずれも契約の相手方からの普通財産使用承認申請を受けて事務手続を行っていたことから、本来使用貸借契約を締結すべきところを契約条項として必要な内容を付記した上で使用承認手続を行っておりました。 平成25年 4 月 1 日より、使用承認を改め、使用貸借契約を締結するようにしました。 今後の再発防止策として、管財事務についての区内担当者の理解を深めるべく、新たに普通財産の貸付事務に従事することになる職員に対し、財産管理主任から講義（研修）を行うことにいたします。 なお、平成25年度につき	措置済 (25. 10. 9)

れたので、注意されたい。

ましても、該当職員の異動
がありましたので、講義（研
修）を行っております。
（平成25年 4月23日措置済）

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土
地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：住之江区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	貸付契約を行っていないとの指摘について、平林福祉会館用地へ「釜口町」の由来の碑が移設された際、既に平林連合振興町会と土地使用貸借契約を締結していた土地の敷地内への移設であったことから、碑の建立者である財団法人住吉名勝保存会と改めて土地使用賃貸借契約を締結する必要があると誤認し、貸付契約を締結していませんでした。 今回の指摘を踏まえ、平成25年度より財団法人住吉名勝保存会と土地使用貸借契約を締結するとともに、平林連合振興町会と土地使用貸借契約の一部を変更する契約書を締結しました。 今後は、貸付契約の漏れがないよう、財産管理主任により、財産管理業務に携わる担当者へ財産管理主任会議での内容や関係法令等を学ぶ研修会を財産管理主任会議開催ごとに行い、知識の向上を図ることで、適正な事務に努めます。 （平成25年 6月21日措置済）	措置済 (25. 6. 24)

	必要書類が添付されていないとの指摘について、加賀屋北会館の貸付契約において、平成23年9月に標準貸借契約等の改正がされたことにより、平成24年度普通財産貸付契約時から誓約書の添付が必要となりましたが、契約時に添付していただくことを失念していました。 今回のご指摘を踏まえ、平成25年2月21日に誓約書の提出をしていただきました。 今後は、改正通知等に従い適正に事務処理を行うとともに、添付書類チェック一覧表を作成し書類漏れがない様に財産管理副主任が確認を行います。また、それらのことを研修会において周知し再発防止に努めます。 (平成25年6月21日措置済)	措置済 (25. 6. 24)
--	--	----------------------------

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：住吉区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、	平成24年度貸借分について、使用貸借契約書に記載の継続申請期限までに、相手方から申請書を徴取できておらず、期限後の申請となっているにもかかわらず、継続契約の締結を行っておりました。 本件については、使用貸借契約の内容を十分に確認せず、業務を行っていたために発生したものです。 平成25年度貸借分について、	措置済 (26. 3. 13)

誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	使用貸借契約に基づき、申請期限までに書面をもって使用申請をするよう相手方に指導するとともに、申請内容を十分精査し、契約手続を行いました。 今後は、チェックリストを作成し、申請期限の1ヶ月前までに相手方に対して、継続の意思確認を行うとともに、申請書を期限までに提出してもらうように通知します。 担当者はチェックリストに基づき進捗管理します。 また、課長が適宜確認し、課長確認欄に確認日を記載、押印することとします。 (平成25年 4月 1日措置済)	
--	--	--

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：東住吉区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。	貸付契約を行っていないものにつきましては、土地部分の公園施設設置許可申請について、当該局から区へ使用承認する手続（いわゆる「区長貸し」）を廃止し、地元への直接使用許可に変更となったことにより、再度地元へ許可申請を依頼する必要が生じました。再度の許可申請後、所管局（ゆとりとみどり振興局）からの許可書が平成24年11月21日時点で発行されていなかったため、未契約となっておりましたが、平成24年12月	措置済 (25. 12. 25)

さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	6日付けでゆとりとみどり振興局より許可書の送付がありましたので、使用貸借契約を締結いたしました。平成25年度につきましては、平成25年3月22日付けで使用貸借契約を締結しております。 地域団体等からの公園施設設置許可申請は、区から所管局への副申として手続を行っていますが、所管局に対して許可書の発行状況を随時確認し、必要に応じて督促を行うなど、迅速な事務処理を行うよう努めております。 (平成25年3月22日措置済)	
3 普通財産の管理について不備のあるもの等が見受けられたので改善するよう求めたもの 契約管財局作成の「管財事務概説」によれば、財産は常に良好な状態で管理されなければならない、隣地からの越境や、第三者による無断使用等がないように努めなければならないとされているが、現地調査の結果、隣地の底が越境していると思われるものなど管理状況に不備があると思われるにもかかわらず所管所属が把握していないものが見受けられた。 また、無許可で倉庫を増設されていたものや、フェンスが破損し倒壊しかけているものなどが見受けられたので、現場管理の強化を図られるよう、改善されたい。	無許可で倉庫を増設されていたものにつきましては、うるし堤会館運営委員会運営委員長に確認を行いましたところ、会館を建てた以降に掃除用具等を入れるための倉庫をうるし堤会館運営委員会が設置したことが判明しました。普通財産の適切な管理について関係局に確認しましたところ、当該事案は当区が同運営委員会と使用貸借契約を締結している土地内に設置されたものであり、区と運営委員会で適正に手続を取れば倉庫を設置することが可能であることが判明しましたので、平成25年10月1日付けで当区と、うるし堤会館運営委員会で倉庫の設置に関する覚書を取り交わしております。 なお、各運営委員長に対し普通財産の適切な管理につい	措置済 (25. 12. 25)

	ての指導が不徹底であったことが、当該事案が発生した原因であることから、各運営委員長に対し、普通財産の適切な管理及び適正な手続の方法について、未来戦略課による現地視察時と翌年度の使用貸借契約申請についての事務連絡の際に周知を行うこととし、現地視察は年2回行うことで、再発防止を図ります。 (平成25年10月 1 日措置済)	
--	--	--

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局： 平野区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないもの	契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかった件につきましては、契約管財局の指導を仰ぎ、他会館名の部分が当該貸借物件を意味する旨を確認する内容の協議書を交わし、契約書上の疑義を解消しました。 今回、契約内容が他施設の契約書と同一であったため、その契約書を引用しましたが、その際に施設名の変更を怠っていました。 今後は、チェックシートを活用し、係長、課長代理（または課長）による二重チェックで確認を行うこととします。 (平成25年 3月19日措置済) 申請時と契約時で代表者名が変更されているにもかかわらず、確認書類が確認できな	措置済 (26. 3. 17)

のなどが見受けられたので、注意されたい。	かった件につきましては、該当委員会から変更届を取得し確認いたしました。 今回の指摘事項については、代表者変更についてチェックしていなかったことが原因であることから、今後は、チェックシートにより代表者変更の有無を係長、課長代理（または課長）による二重チェックで確認し、変更が判明した場合は速やかに変更届を取得します。 （平成25年 3 月19日措置済）	
-----------------------------	--	--

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：西成区

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、	西成区内の地域集会所7件について、平成19年4月1日以降、自動更新となっており、平成23年9月の標準賃貸借契約書等の改正を反映できていない契約となっていました。 この度の監査指摘を受け、現状を改めるべく、平成25年4月1日付けで契約を更新し、契約期間は1年としました。 また、その契約内容については、平成23年9月の標準賃貸借契約書等の改正を踏まえた内容とし、普通財産借受申請書提出の際には、誓約書の提出も受けております。	措置済 (26. 3. 13)

貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。

なお、今後このような事務手続の不備が起こらないよう、チェックリストを作成し、毎年確認を怠らないよう、課内で情報の共有を行い、決裁時にはチェックリストをあわせて回付し、完了後は決裁とあわせて保管することとします。
(平成25年 4月 1日措置済)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：経済戦略局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 行政財産の用途廃止手続に不備があるもの等が見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市財産規則によれば、行政財産の用途を廃止しようとするときは、他の局長等は契約管財局長と協議しなければならないとされており、協議後に公用廃止局内決議を行うこととなるが、公用廃止決議を行っていない所属が見受けられた。 また、契約管財局作成の「協議・請求時必要書類及び期限一覧」によれば、公用廃止日の2週間前までに協議書を送付することとされているが、送付期限を順守していないもの等が見受けられた。 さらに、公用廃止決議書が簿冊保存期間満了前であるにもかかわらず、廃棄されていたので、注意されたい。	行政財産の用途を廃止にあたり、公用廃止決議を行っていないとのご指摘でございますが、これは、契約管財局と公用廃止の協議が完了した後、先に公用廃止についての局長決裁を得、その後、あらためて土地異動通知の課長決裁を行うべきところ、専決範囲を誤り、公用廃止と土地異動通知を一括して課長決裁により手続を行ったものです。 本市財産規則等に則った適切な管財事務手続を実施するよう、関係各課へ周知を行いました。また、今年度から新たに、各部に財産管理副主任を配置し、各課における財産管理に関する各種決裁等のチェック体制を強化しています。さらに、各部でのチェック体制が形骸化しないよう、財産管理副主任に対する情報提	措置済 (26. 3. 18)

	供や指導も実施しているところ です。 今後このようなことの生じ ないよう、適切な事務手続に 努めてまいります。 (平成25年 6 月 3 日措置済)	
2 普通財産の運用について (2) 賃貸借契約における収入事務に ついて不備のあるものが見受けら れたので注意するよう求めたもの 大阪市会計規則（昭和39年大阪 市規則第14号）によれば、納期の 定めがある歳入は、納期限の 5 日 前までに納入通知書を発行しなけ ればならないとされているが、納 付期限後に納入通知書を発行して いるものが見受けられた。 また、納付期限が順守されてい ないにもかかわらず延滞損害金を 徴収していないものや、契約保証 金を免除しているが、免除の根拠 が明らかでないものが見受けられ たので、注意されたい。	本市普通財産である「もと 博物館」の屋上部分の貸付に ついて、契約書記載の納付期 限後に納付書を作成送付し、 支払いがあったものでござい ますが、これは、本市施策に より当該施設の活用について 、外部委員会会議による議論 が行われ、契約期間中に活用 を進める可能性があったこと から、年間使用料の支払いに ついて納入通知書の発行を保 留していたことによるもので す。 平成25年度の使用料につい ては、納期限 5 日前までに納 入通知書を発行し、期限まで に納付を受けております。 今後は、本市都合により納 付期限を変更する必要が生じ たときは、変更内容について 文書で通知することとし、適 正な事務処理を行うこととし ました。 あわせて、平成26年度から の契約書の条項として、本市 都合により納期限について変 更があるときは、文書で通知 する旨記載することとしまし た。 (平成26年 3 月17日措置済)	措置済 (26. 3. 18)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び 所管局：中央卸売市場南港市場

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
5 財産台帳について誤って登載されているもの等が見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市財産条例によれば、本市の財産については、財産管理者が定めるところにより、その種類ごとに財産台帳（以下「台帳」という。）を備え、財産の所在、数量、価格その他必要な事項を記載し、財産に変動があったときは、直ちにこれを補正しておかなければならないとされているが、売却済みの土地等や解体撤去された建物が長期にわたって台帳に登載されたままとなっているものや、会計区分の登録を誤っているものなどが見受けられたので、注意された。 また、区生活支援担当の事務室として使用されているにもかかわらず、行政財産に登録されていないものが見受けられたので、注意されたい。	もと西成区総合施設用地については、昭和46年に不動産運用基金において用地取得し（会計区分：食肉市場事業会計）、昭和52年に土地先行取得事業会計に繰戻ししたもののですが、当時の担当者もおらず、事務処理経過は不明ですが、繰戻しの際に本来行うべき財産台帳の補正手続を失念していたことが原因ではないかと考えられます。 今般の指摘を受けて、速やかに財産台帳の補正手続を行い、正しく土地先行取得事業会計に変更しました。 今後は財産台帳の補正手続に遺漏のないよう、財産の異動に関する決裁手続の際に、管財担当部署において異動通知書が作成されているかどうかを確認し、必要に応じて担当部署に対し指導することにより、適正な事務処理に努めてまいります。 (平成25年2月4日措置済)	措置済 (25. 6. 21)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：市民局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 行政財産の用途廃止手続に不備があるもの等が見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市財産規則によれば、行政財産の用途を廃止しようとするときは、他の局長等は契約管財局長と協議しなければならないとされており、協議後に公用廃止局内決議を行うこととなるが、公用廃止決議を行っていない所属が見受けられた。 また、契約管財局作成の「協議・請求時必要書類及び期限一覧」によれば、公用廃止日の2週間前までに協議書を送付することとされているが、送付期限を順守していないもの等が見受けられた。 さらに、公用廃止決議書が簿冊保存期間満了前であるにもかかわらず、廃棄されていたので、注意されたい。	公用廃止局内決議の不備につきましては、大阪市財産規則第9条に基づく契約管財局長への協議方法が合議決裁から事前協議に変更された際、事前協議決裁が公用廃止決議になるものと誤って認識していたものです。今後も手続の漏れが発生しないようチェックリスト等を活用し、財産管理担当及び財産管理主任（総務課）双方で確認するとともに、担当課長ほかに対し、チェックリストの活用による手続漏れ防止について周知徹底を図りました。また、協議後、公用廃止決議を行っていないものにつきましては局内決議を行いました。 協議書の送付につきましては、チェックリストを活用して確認するなど、手続の遅れ及び漏れが発生しないよう周知徹底を図るとともに、今後もチェックリストを活用し財産管理担当及び財産管理主任（総務課）双方で確認するなど適正な事務処理を行います。 （平成25年3月20日措置済）	措置済 (26. 3. 17)
2 普通財産の運用について (2) 賃貸借契約における収入事務について不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市会計規則（昭和39年大阪	納付期限後に納入通知書を発行していたものについては、減額の要望が出ていた賃貸料の確定に時間を要したため、相手方とは納入期限延長の	措置済 (26. 3. 17)

市規則第14号)によれば、納期の定めがある歳入は、納期限の5日前までに納入通知書を発行しなければならないとされているが、納付期限後に納入通知書を発行しているものが見受けられた。 また、納付期限が順守されていないにもかかわらず延滞損害金を徴収していないものや、契約保証金を免除しているが、免除の根拠が明らかでないものが見受けられたので、注意されたい。	覚書を締結してました。ただし、覚書につきましては、本来、平成24年4月30日までに締結すべきところ、賃貸料が合意に至った平成24年7月19日となりました。担当者に対して納付期限の順守について周知徹底を図り、平成25年度分については納期限の8日前に納入通知書を発行しました。 今後も手続の遅れ及び漏れが発生しないよう担当者に対して周知徹底を図り、チェックリストを活用して財産管理担当及び財産管理主任(総務課)双方で確認するなど適正な事務処理を行います。 (平成25年4月22日措置済)	
5 財産台帳について誤って登載されているもの等が見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市財産条例によれば、本市の財産については、財産管理者が定めるところにより、その種類ごとに財産台帳(以下「台帳」という。)を備え、財産の所在、数量、価格その他必要な事項を記載し、財産に変動があったときは、直ちにこれを補正しておかなければならないとされているが、売却済みの土地等や解体撤去された建物が長期にわたって台帳に登載されたままとなっているものや、会計区分の登録を誤っているものなどが見受けられたので、注意されたい。 また、区生活支援担当の事務室として使用されているにもかかわらず、行政財産に登録されていないものが見受けられたので、注意されたい。	売却済みの土地が長期にわたって台帳に登載されたままとなっているもの及び会計区分の登録を誤っているものにつきましては、財産台帳の修正の手続を行いました。 今後も手続の遅れ及び漏れが発生しないよう担当者に対して周知徹底を図り、チェックリストを活用して財産管理担当及び財産管理主任(総務課)双方で確認するなど適正な事務処理を行います。 (平成25年3月29日措置済)	措置済 (26.3.17)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：都市計画局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
3 普通財産の管理について不備のあるもの等が見受けられたので改善するよう求めたもの 契約管財局作成の「管財事務概説」によれば、財産は常に良好な状態で管理されなければならないが、現地調査の結果、隣地の底が越境していると思われるものなど管理状況に不備があると思われるにもかかわらず所管所属が把握していないものが見受けられた。 また、無許可で倉庫を増設されていたものや、フェンスが破損し倒壊しかけているものなどが見受けられたので、現場管理の強化を図られるよう、改善されたい。	当局所管用地について、フェンスが破損し倒壊しかけているものが見受けられたとのこと指摘につきまして、補修工事を実施しました。今後、定期的に現地調査を実施するなど現場管理の強化を図ってまいります。 (平成25年8月28日措置済)	措置済 (25. 12. 18)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：福祉局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないもの	誤って行政財産目的外使用許可を行っているものについて、普通財産貸付けにも係わらず、行政財産目的外使用許可申請書を徴していましたが、平成25年度の申請より、正しい様式（普通財産借受申請書）を徴しております。	措置済 (26. 3. 17)

が見受けられた。 また、局長の専決事項とされている貸貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	契約書に貸付図面の添付がなかったものについては、当局で契約した契約書の一部に貸付部分が明確にわかる図面を添付しておりませんでした。 ご指摘の趣旨を踏まえ、それぞれの契約書に必要な図面を添付するなど是正しました。 いずれも、公有財産の管理に関して、必要な検証や確認が不足しておりました。 各不動産所管課の担当へは、同様の誤りがないよう周知を図るとともに、今後は、許可・貸付にかかるすべての決裁の合議先である局の財産管理課において、担当者と担当係長でチェックリストによるダブルチェックを行い、再び同様の事例が発生しないよう努めてまいります。 (平成25年 3月31日措置済)
--	--

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：環境局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている貸貸借契約等の締結を部長や	平成25年 2月18日付けで局内の各課長及び各事業所長に再度事務専決規程を遵守する旨、職員に周知するよう通知するとともに、今後は、決裁時に決裁権者の確認を、起案者上司と文書主任がダブルチェックすることにより、適正な事務手続に努めてまいります。 なお、平成25年度更新した	措置済 (26. 3. 12)

課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	賃貸借契約の締結決裁については、事務専決規程に基づき局長決裁しております。 (平成25年 2月18日措置済)	
(2) 賃貸借契約における収入事務について不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）によれば、納期の定めがある歳入は、納期限の5日前までに納入通知書を発行しなければならないとされているが、納付期限後に納入通知書を発行しているものが見受けられた。 また、納付期限が順守されていないにもかかわらず延滞損害金を徴収していないものや、契約保証金を免除しているが、免除の根拠が明らかでないものが見受けられたので、注意されたい。	担当者の失念等による不備を無くすため、行政財産及び普通財産の使用に係る貸付等の財産管理においては、各物件の使用形態等を記載した財産リストを年度ごとに加筆・修正を行い運用しておりますので、当該財産リストを基に使用者、貸付期間、使用料（減免の有無）、分納の有無、各納付期限等を確認できるチェックリストを作成いたしました。今後は、このチェックリストを担当係長、担当課長代理においてダブルチェックを行い、漏れを失くし、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、ご指摘のあった「もと西南事務所」の賃貸借契約については平成25年度は賃貸借しておりません。 (平成25年 3月15日措置済)	措置済 (26. 3. 12)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：都市整備局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている貸貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	局長の専決事項とされている貸貸借契約等の締結を部長により決裁しているもの16件につきましては、大阪市事務専決規程第17条の3(8)を誤って準用していたものです。ご指摘後、直ちに局長決裁とすよう改善しました。 今後は、貸貸借契約等事務が多く発生する年度末に局内周知を行い再発防止に努めてまいります。 誤って行政財産目的外使用許可を行っているもの1件につきましては、平成25年度契約分から普通財産として「市有財産使用貸借契約」の手続を行いました。 今後は、主管課において貸借契約整理簿を備え、財産区分等を確認したうえで事務の誤りを防止していきます。 (平成25年4月1日措置済)	措置済 (25. 12. 25)
5 財産台帳について誤って登載されているもの等が見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市財産条例によれば、本市の財産については、財産管理者が定めるところにより、その種類ごとに財産台帳（以下「台帳」という。）を備え、財産の所在、数量、価格その他必要な事項を記載し、財産に変動があったときは、直ちにこれを補正しておかなければならないとされているが、売却済みの土地等や解体撤去された建物が長期にわたって台帳に登載されたままとなっているもの	売却済みの土地が長期にわたって登載されたままとなっているもの1件につきましては、平成24年11月15日に入札による売却処分を行っており、それに伴い平成24年11月29日付けで契約管財局へ土地異動通知書を送付、その後財産台帳の閉鎖を確認しました。 (平成25年6月13日措置済) 会計区分の登録を誤っているもの1件につきましては、財産区分、会計区分等を確認したうえで適切に管理事務を	措置済 (25. 12. 25)

や、会計区分の登録を誤っているものなどが見受けられたので、注意されたい。	行いました。今後は、決算審査時期に財産台帳の記載事項との照合を行い、再発防止に努めてまいります。	
また、区生活支援担当の事務室として使用されているにもかかわらず、行政財産に登録されていないものが見受けられたので、注意されたい。	(平成25年 3月31日措置済)	

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：港湾局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている賃貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	「貸付期間開始後に契約を締結している」件については、賃借人が旧年度分の賃料を滞納していたため、完納するのを待って契約更新手続をしたものです。平成25年度については、貸付期間開始前に契約を締結しております。 (平成25年 4月 1日措置済)	措置済 (26. 3. 18)
(2) 賃貸借契約における収入事務について不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの	「納付期限が順守されていないにもかかわらず延滞損害金を徴収していない」と指摘	措置済 (26. 3. 18)

大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）によれば、納期の定めがある歳入は、納期限の5日前までに納入通知書を発行しなければならないとされているが、納付期限後に納入通知書を発行しているものが見受けられた。 また、納付期限が順守されていないにもかかわらず延滞損害金を徴収していないものや、契約保証金を免除しているが、免除の根拠が明らかでないものが見受けられたので、注意されたい。	のあった、平成24年9月10日付けで債務者から提出のあった分納誓約書に記載のあった土地賃貸料及び延滞損害金は、平成25年3月29日までにすべて徴収済みです。 今後は分納誓約書記載の分納計画に基づき納付するよう一層指導、督促を強め、回収に努めてまいります。 （平成25年3月29日措置済） 「契約保証金を免除しているが、免除の根拠が明らかでない」件については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第37条第1項第3号により免除すべきところを誤って大阪市財産規則第16条ただし書きにより免除すると記載していたものです。記載誤りについては修正しました。 現在では、決裁起案前に、起案内容を確認するチェックシートを活用して、決裁内容のチェック項目を複数の職員で確認のうえ、決裁に添付することとしています。決裁作成時と決裁時の2回にわたり複数の職員で確認することで、これまで以上にチェック体制を強化しています。 （平成26年2月28日措置済）	
4 普通財産の処分について注意、是正するよう求めたもの 隣接する企業所有地との土地交換のため、昭和60年に公用廃止され、所管所属から契約管財局に土地交換依頼が行われているにもかかわらず、いまだ交換に至っていないものが見	ご指摘につきましては、地区全体の財産台帳の修正をした際に、1件の修正を漏らしていたものであります。今回のご指摘を受け、平成25年2月25日に行政財産から普通財産に修正をいたしました。	措置済 (26. 3. 18)

受けられたので、早急に是正されたい。	これまでも土地異動通知書と異動後の財産台帳のチェックをリストにより行っておりましたが、今後はこのリストに、通知書の元となる修正資料がある場合は、その修正資料とのチェックができるように項目を追加し、財産の所管担当において複数人でチェックを行うことで再発防止に努めてまいります。
また、地方自治法によれば、行政財産は売払うことができないとされているにもかかわらず、用途廃止手続の行われていない行政財産が入札売却予定地の一部に含まれていたもので、注意されたい。	(平成25年 2月25日措置済)

報告監25の第26号

監査の対象：平成24年度随時監査等 契約管財局以外が所管する普通財産（土地及び建物）の管理及び運用状況 所管局：教育委員会事務局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 行政財産の用途廃止手続に不備があるもの等が見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市財産規則によれば、行政財産の用途を廃止しようとするときは、他の局長等は契約管財局長と協議しなければならないとされており、協議後に公用廃止局内決議を行うこととなるが、公用廃止決議を行っていない所属が見受けられた。 また、契約管財局作成の「協議・請求時必要書類及び期限一覧」によれば、公用廃止日の2週間前までに協議書を送付することとされているが、送付期限を順守していないもの等が見受けられた。 さらに、公用廃止決議書が簿冊保存期間満了前であるにもかかわらず、廃棄されていたので、注意されたい。	ご指摘の点につきましては、事前に契約管財局との協議を行っていたものの、担当者が誤った認識をしており、契約管財局への送付期限を順守出来ておりませんでした。 今後は、「協議・請求時必要書類及び期限一覧」に基づく期限を順守し、適正な事務執行を行ってまいります。 また、事務処理の漏れ、誤りを防止することを目的に、財産管理担当者会議を担当者が変わる年度当初に開催し、財産管理事務における留意事項等について、担当者の理解を深める事で再発防止に努めてまいります。 (平成25年 7月19日措置済)	措置済 (26. 3. 17)

2 普通財産の運用について (1) 貸付契約について事務手続に不備のあるものが見受けられたので注意するよう求めたもの 本市普通財産である土地及び建物を貸し付ける際に、貸付契約を行っていないものや、貸付実状と契約書等の内容が一致しないものが見受けられた。 また、局長の専決事項とされている貸貸借契約等の締結を部長や課長により決裁しているものや、誤って行政財産目的外使用許可を行っているものなどが見受けられた。 さらに、契約書に貸付図面の添付がなかったものや、契約書で求めている収支状況報告が当該施設のものでなかったもの、貸付期間開始後に契約を締結しているもの、必要書類が添付されていないものなどが見受けられたので、注意されたい。	ご指摘の貸貸借契約等の決裁につきましては、大阪市教育委員会事務局等専決規程を行政財産と同様の専決規程であると誤って解釈していた事や必要書類の添付について担当者の認識が誤っていた事から、必要書類である誓約書の取得を行わなかった等、事務手続に不備が生じておりました。 平成25年度の決裁につきましては、専決規定に基づき、教育長専決と改めるとともに、誓約書の取得を行い添付するよう改めました。 今後は、事務処理の漏れ、誤りを防止することを目的に、財産管理担当者会議を担当者が変わる年度当初に開催し、財産管理事務における留意事項等について、担当者の理解を深める事で再発防止に努めてまいります。 (平成25年 6月10日措置済)	一部措置済 (26. 3. 17)
5 財産台帳について誤って登載されているもの等が見受けられたので注意するよう求めたもの 大阪市財産条例によれば、本市の財産については、財産管理者が定めるところにより、その種類ごとに財産台帳（以下「台帳」という。）を備え、財産の所在、数量、価格その他必要な事項を記載し、財産に変動があったときは、直ちにこれを補正しておかなければならないとされているが、売却済みの土地等や解体撤去された建物が長期にわたって台帳に登載されたままとなっているもの	ご指摘の件につきましては、建物解体撤去後は、速やかに台帳から削除するよう手続を行うべきところでありましたが、担当者が手続を行う事を失念していた為、台帳から削除されておりませんでした。 ご指摘を受けて、売却済の建物や解体撤去された建物については、台帳より削除するよう契約管財局へ依頼し、削除されていることを確認いたしました。 今後は、事務処理の漏れ、	措置済 (26. 3. 17)

や、会計区分の登録を誤っているものなどが見受けられたので、注意されたい。	誤りを防止することを目的に、財産管理担当者会議を担当者が変わる年度当初に開催し、財産管理事務における留意事項等について、担当者の理解を深める事で再発防止に努めてまいります。
また、区生活支援担当の事務室として使用されているにもかかわらず、行政財産に登録されていないものが見受けられたので、注意されたい。	(平成25年 4 月 1 日措置済)

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監25の第35号

監 査 の 対 象：平成25年度出資団体監査 株式会社 湊町開発センター

所 管 所 属：都市計画局

通知を受けた日：平成25年12月25日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	補助金の余剰金に関する管理及び引き出しについて改善するよう求めたもの 【本法人及び都市計画局に対して】 大阪市大阪シティエターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）によれば、公共部分の機能を長期的に維持・管理するために受領した補助金から生じた剰余金は特定口座に預け入れ、安全かつ効率的に管理することとなっており、特定口座から資金を引き出す際は、本法人は引出し申請書を市長に提出し、都市計画局は資金の引出しの理由が適切であるかを審査し、特定口座資金引出し許可通知により、本法人へ通知することとされている。 しかしながら、本法人から資金引出しの際の申請は行われておらず、都市計画局は補助金使途のモニタリングを十分に行っていない状況となっていた。 また、本法人において、当該剰余金の「安全かつ効率的な管理」が意味するところを明確に示す規程等は設けら	補助金の剰余金の管理については、これまで、補助金交付要綱に基づき各年度の末日に補助金執行調書、及び特定口座における運用実績の報告を受けていましたが、指摘内容を踏まえ、特定口座に預け入れた剰余金の引き出しに関して、当局において要綱の解釈を明確化する規程を定めるとともに、特定口座から資金を引き出す際に要綱にもとづく申請手続を実施しました。 また、本法人より「安全かつ効率的な管理」が意味するところを明確に示す規程を定めたとの報告を受けています。なお、規程の策定にあたっては、当局と協議を行っております。	措置済	平成25年12月19日

	れていなかった。 補助金交付に関する透明性の確保及び説明責任を果たす観点から、本法人は補助金から生じた余剰金の価値が毀損されることのないよう「安全かつ効率的な管理」を明確にした規程等を整備するとともに、適時に適切な申請を行い、都市計画局においては補助金の使途に関する十分なモニタリングを実施するよう改められたい。			
2(1)	随意契約締結の際の見積書入手について改善するよう求めたもの 本法人の契約事務取扱規程によれば、随意契約を締結するに際して、2名以上の者から見積書を徴することが必要とされており、やむを得ない理由があるときは見積書を徴する必要はないとされているが、過去から継続して契約を締結していることを理由として、見積書の入手を行わずに、随意契約となっていた事例が2件見受けられた。 随意契約については、契約の透明性の確保及び競争性の確保の観点から、同規程に従い、2名以上から見積書を入手するとともに、随意契約が規程に定められている条件を満たしているかを判断し、適切な契約事務を行うよう改められたい。	・契約にあたっては、契約事務取扱規程に従い適切な契約事務を行うよう改めたとの報告を受けています。	措置済	平成25年11月18日
3(1)	金庫内保管物の管理方法について改善を求めたもの 本法人の経理課の金庫を確認したところ、現在の会社業務とは直接関係がない貴重品（懇親会等の余剰金、他団体の金庫など）が保管されており、担当者に管理状況を確認したところ、定期的な在庫の確認が行われていなかった。 業務に直接関連のない貴重品及び他団体の貴重品を保管しておく、紛失	・会社業務と直接関連のない金品等については金庫内から撤去し、金庫内を整理するとともに収納物の目録を作成し、定期的に担当者としてと報告を受けています。 ・他団体の貴重品については、当該団体からの依頼を受け、本法人内で承認を受けたうえで、引き続き、本法人の社内金庫に	措置済	平成25年 8月28日

	等が発生した場合に責任の所在が不明確となる。また、金庫内の整理整頓を行っていないことで、紛失が適時に発見されない危険性がある。 金庫内の保管物については、目録等を作成のうえ定期的にたな卸を行うとともに、上席者による確認を行うよう改められたい。さらに、保管物として適切なものだけが保管されているかを随時確認し、適時に廃棄していくとともに、他団体の貴重品等の保管に関しては預り証を発行するなど、保管責任の所在、保管物の内容を明らかにするよう改められたい。	で保管するものとしたとの報告を受けています。			
3(2)	販売促進用商品券の保管について改善するよう求めたもの 本法人の営業課の金庫を確認したところ、販売促進用商品券（13,431枚、券面額合計約600万円、有効期限印未捺印）と有効期限印（市販の印鑑）が同じ金庫内に保管されていた。 当該商品券の管理については、営業担当者とイベント担当で発行数について確認を行っているものの、残数の確認がなされておらず受払管理が適切になされていない状況であった。 当該商品券には換金価値があるため、不正利用防止の観点から定期的な確認及び残数管理の仕組みを構築するとともに、盗難リスク、管理コスト等を勘案した適正枚数を保有するよう改められたい。	・商品券の残数管理簿を作成し、定期的に担当者と上席とで在庫確認を行うこととしたとの報告を受けています。 ・在庫過剰につきましては、今後、リスク及びコストを十分に勘案しながら発注することとするとの報告を受けています。	措置済	平成25年 9月2日	
3(3)	現金の保有について改善するよう求めたもの 本法人の営業課の金庫を確認したところ、両替機に破れた札などのエラー銭が混入された場合に対応するための交換用現金48,500円が保管されていたが、エラー銭の交換業務は現在では行	・エラー銭用の釣銭は、廃止したとの報告を受けています。 ・地下駐車場の窓口用釣銭につきましては、実態に合わせて減額したとの報告を受けています。	措置済	平成25年8月 28日	

	っており、交換用現金は業務において利用されていない。 また、同金庫内には、地下駐車場の窓口釣銭用現金が148,000円保管されていたが、日々の窓口売上は100,000円程度であり、釣銭用の保有高としては過大であると考えられる。 業務形態の変化に伴って不要もしくは過大となっている現金については、不正防止の観点から適時に見直し、整理するよう改められたい。			
3(4)	未使用領収書の管理方法について改善するよう求めたもの 本法人の鍵付キャビネット内には、多数の未使用領収書（19,700枚）が保管されていた。当該領収書については、台帳に受払記録は残されていたものの、残数についての定期的な確認や上席者による在高確認が行われていなかった。 領収書については不正に利用されるリスクがあるため、残数確認を含めた適切な台帳管理を行うとともに、必要な量のみを保管するよう改められたい。	・残数管理簿を作成し、定期的に担当者及び上席とで在高確認を行うこととしたとの報告を受けています。 ・在庫過剰については、今後、リスク及びコストを十分に勘案しながら発注することとするとの報告を受けています。	措置済	平成25年8月28日
6	システムのセキュリティが不十分のため改善するよう求めたもの 本法人の利用しているシステムのアクセス権管理等について確認したところ、テナント管理システムの利用にあたっては、ID及びパスワードによる利用制限が行われておらず、また、会計システムについては、パスワードによる利用制限が行われていなかったため、業務上当該システムの利用が不要である場合も当該情報システムを不正に利用されるリスクがある状況となっていた。 不正防止の観点から、ID及びパスワードの利用者ごとの付与や、パスワードの変更を定期的に行うよう改善さ	・両システムにおいてパスワードを設け、利用制限を行ったとの報告を受けています。 ・今後、パスワードについては定期的に変更を行うこととしたとの報告を受けています。	措置済	平成25年11月1日

りたい。			
------	--	--	--

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監25の第37号

監 査 の 対 象：平成25年度出資団体監査 大阪市街地開発株式会社

所 管 所 属：都市整備局

通知を受けた日：平成26年 3 月11日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	支払事務に関して改善するよう求めたもの 経費等の支払にあたって、支払先（8,500万円の支払）や支払金額（平成19年度～24年度の総額1,636,158円）を誤っていたものが見受けられたため、支払業務に関するマニュアルを整備し、適切な内部統制のもと、支払業務を実施されたい。また、支払業務に係る業務の責任の所在を明らかにするため、承認等に関する証跡を残されたい。	支払先や支払金額の誤りを防ぐように、支払の決裁にあたり、支払担当者と支払担当者以外の者が同時に支払データと請求書等の読み合わせを実施するようにしました。また、この際、支払データと未払金の残高集計表を照合するとともに（銀行振込の場合）、振込依頼書作成時に会計システムで作成された支払伝票を添付し（窓口の振込依頼の場合）、二重払等の支払金額の誤りがないことを確認するようにしました。 また、請求金額が誤ったまま支払うことを防ぐため、支払の都度、契約内容等を確認することとしました。 さらに、上記の確認等に関する証跡を残すようにするとともに、これらの支払業務のマニュアルを策定したとの報告を受けております。	措置済	平成25年10月1日
2	契約事務について改善するよう求めたもの 随意契約締結の理由が不適切なものが見受けられたため、経理規程に定める条件を満たしているかを厳格に判断し、適切な契約事務を行うよう改められたい。（平成24年度の委託：32件	本法人の部長会において周知し、今後は、随意契約締結時は、経理規程の定める条件を満たしているかを社内の業者選定委員会で厳格に判断するために、あらたに随意契約ガイドラインを定めました。また、随意契約	措置済	平成25年12月18日

	624,409,596円のうち、11件 264,851,580円)。	の条件を満たさないものについて、契約期間終了時等から、順次、入札等に切り替えるとの報告を受けております。		
3(1)	駐車場の収益計上額の確認方法等に関して改善するよう求めたもの 駐車場の定期券及び回数券の減少(販売)数に応じた収益計上がなされているかの確認が行われていなかったため、定期券及び回数券の減少(販売)数に応じた収益計上額を確認されたい。	駐車場の定期券及び回数券の販売があった際には、「定期券・回数券販売明細」を作成し、日々、販売数に応じた金額が収入伝票と普通預金通帳に計上されているか確認するようにしたとの報告を受けております。	措置済	平成25年10月1日
3(2)	駐車場の定期券の管理に係る取扱基準を策定するよう求めたもの 磁気化すれば金券となりうる磁気化前の定期券に関して、取扱基準を策定されていなかったため、運用管理に関する取扱基準を策定されたい。	駐車場定期券に関して管理要綱を策定し、適切な運用管理を行うようにしたとの報告を受けております。	措置済	平成25年10月1日
3(3)	駐車場の回数券の管理について改善するよう求めたもの 回数券出納簿上、残高の確認は担当者1名のみで実施しており、回数券の運用管理に係る取扱基準も策定されていなかったため、回数券の運用管理に係る取扱基準を策定し、残高の確認について上席者が承認手続を行うよう改善されたい。	駐車場回数券に関して管理要綱を策定し、適切な運用管理を行うようにし、同管理要綱において、毎月末担当者と責任者の3名で残高のチェックを行うようにしたとの報告を受けております。	措置済	平成25年10月1日
4	ID及びパスワードを利用者ごとに付与するよう求めたもの等 システム利用職員が共通のID及びパスワードを使用しており、定期的なIDのたな卸しは実施されておらず、また、システム利用職員の人事異動等によるID利用者変更の申請手続等のルールがなかったため、ID及びパスワードは利用者ごとに付与し、パスワードの変更を定期的に行い、パスワードの桁数等の基準を設定するとともに、定期的にIDのたな卸し等を実施するよう改善されたい。	システム利用職員が共通のID及びパスワードを使用しているシステムについて、担当者ごとにID及びパスワードを付与するとともに、IDのたな卸しを実施しました。また、パスワードの定期的な変更や桁数等の基準にかかるルールを策定し、IDのたな卸しを定期的に行うこととしたとの報告を受けております。	措置済	平成25年11月25日

5(1)	経営判断について明文化するよう求めたもの 債券運用規程上、経営判断により購入することとされている債券の購入にあたり、経営判断そのものの根拠が明文化されておらず、また、資金繰りに影響を与える超長期の商品の保有の意図や当該商品を購入するに至った経営判断が文書で確認できなかったため、当該経営判断の根拠に関して、明文化するよう改められたい。	債券等の運用にあたっては、意思決定がなされる本法人の資産運用委員会の議事録を文書化し、経営判断の根拠を残すことにしたとの報告を受けております。	措置済	平成25年9月 30日
5(2)	減損処理の規定について改善するよう求めたもの 債券運用規程に定める減損処理の規定が、金融商品会計に関する実務指針に照らして適切ではなく、減損処理を行うための合理的な判断基準もなかったため、適時、適切な減損処理が実施されるように当該規程を改訂されたい。	債券運用規程の減損処理に係る規定を改訂し、平成25年度決算より、適時、適切な減損処理が実施されるようにしたとの報告を受けております。	措置済	平成25年12 月1日
6	法令等に対応した規程の見直しをするよう求めたもの 本法人の規程について、内容や文言において法令の改正等に対応していないものが見受けられたため、すみやかに規程を見直し、改訂されたい。	本法人の各種規程を見直したところ、経理規程及び役員外国出張旅費規程において、現行の法令等に対応していなかったため規程を見直し、改訂をしたとの報告を受けております。	措置済	平成25年12 月1日
7	資金計画の立案方法及び借入の実行方法について改善するよう求めたもの 資金計画について、すべての決裁文書がなく、さらに、一部の借入について借入当時の社長の決裁がなかったため、経理規程に基づき社長の承認を受けるとともに議事録や決裁書類などにより文書化するよう改められたい。	本法人の部長会において周知し、長期及び短期の資金計画を決裁文書として残し、社長の承認を受けているとの報告を受けております。	措置済	平成25年10 月4日
8	小口現金の残高を日々確認するよう求めたもの等 小口現金の残高確認が、使用の都度と月末にしか行われておらず、また、市販の表計算ソフトウェアにて在高管	小口現金については、日々の残高確認を実施するとともに、小口現金残高確認表をボールペン書きで作成し、担当者と出納責任者がそれぞれ確認印を押印	措置済	平成25年10 月1日

理をしており、残高確認の証跡が残さ	しているとの報告を受けており		
れていなかったため、日々残高を確認	ます。		
するとともに、ボールペン等で資料を			
作成し、当該資料には、担当者と上席			
者がそれぞれ確認印を押印する等の証			
跡を残すよう改善されたい。			

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監25の第38号

監 査 の 対 象：平成25年度出資団体監査 クリスタ長堀株式会社

所 管 所 属：建設局

通知を受けた日：平成25年12月18日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	委託業務の確認結果を明確に記録 するよう求めたもの 本法人は地下街運営管理受託者か ら、地下街出店者の入金金額が記載 された納金額一覧表を入手している が、当該一覧表には出店者の売上日 報記載の現金在高欄と照合した痕跡 や実施者が記録されておらず、本法 人で出店者の売上金を適切に確認し ているかどうか判別できない状況 となっていたため、納金額一覧表と 売上日報の現金在高欄を照合した痕 跡や実施者を記録するよう改められ たい。	平成25年 8 月分より実施者が確 認実施日を記入し、押印すること といたしました。	措置済	平成25年9月 2日

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監25の第40号

監 査 の 対 象：平成25年度出資団体監査 大阪港埠頭株式会社

所 管 所 属：港湾局

通知を受けた日：平成25年12月17日

指摘 No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(1)	総務部の小口現金管理について改 善するよう求めたもの	出納の都度、その事実について 小口現金出納帳へ記帳するよう徹	措置済	平成25年8月 7日

	小口現金取扱要綱によれば、小口現金の出納については、小口現金出納帳により管理することとされているが、平成25年 7 月17日に本法人の総務部の小口現金の検査を行った際、7 月10日の払出取引（1 件16,800 円）が小口現金出納帳に記帳されていなかったため、出納の都度、その事実について小口現金出納帳への記帳を徹底するよう改善されたい。			
1(2)	営業部の小口現金管理について改善するよう求めたもの 不正防止の観点から、小口現金の管理は2名以上の者により行うことが求められるが、本法人の営業部が保管する小口現金管理において、「小口現金の受払」、「小口現金を保管している金庫の鍵の管理」、「月次で行う現物確認」といった業務を営業部長のみで行っていたため、複数名による確認を行うよう改善されたい。	営業部の小口現金について、廃止しました。	措置済	平成25年8月 31日

(行政委員会事務局監査部監査課)

公 告

大阪市公告第47号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 3 月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530－8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所 2 階

大阪市こども青少年局企画部経理課(経理・調達)

電話：06－6208－8177

2 入札に付すべき事項

案件 番号	売払物品
1	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（北区） （単価契約）
2	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（都島区） （単価契約）
3	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（福島区） （単価契約）
4	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（此花区） （単価契約）
5	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（中央区） （単価契約）
6	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（西区） （単価契約）
7	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（港区） （単価契約）
8	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（大正区） （単価契約）
9	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（天王寺 区） （単価契約）
10	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（浪速区） （単価契約）
11	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（西淀川 区） （単価契約）
12	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（淀川区） （単価契約）
13	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（東淀川 区） （単価契約）
14	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（東成区） （単価契約）
15	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（生野区） （単価契約）
16	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（旭区） （単価契約）
17	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（城東区） （単価契約）
18	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（鶴見区） （単価契約）

19	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（阿倍野区）（単価契約）
20	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（住之江区）（単価契約）
21	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（住吉区）（単価契約）
22	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（東住吉区）（単価契約）
23	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（平野区）（単価契約）
24	平成26年度大阪市立保育所・幼稚園における古紙売払（西成区）（単価契約）

3 入札参加資格

- (1) 平成24・25年度の物品売払入札参加承認を受けていること。
承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年4月11日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当していないこと。

4 入札参加申込の受付

- (1) 受付期間 本公告の日から平成26年4月11日（金）まで
受付時間帯については、午前10時～午後5時までとする。
- (2) 受付場所 前記1に同じ
- (3) 資格審査 受付時に前記3(1)に定める資格を確認するので、物品売払入札参加承認証（原本）を持参すること。

5 入札書の交付

前記4に定める受け付けを行い、入札参加資格を有していることを確認できた者に対して入札書（物品買受申込書）を前記1にて交付する。

6 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、前記1においても無償で交付する。

7 契約条項を示す場所

大阪市ホームページまたは前記1に同じ

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の6分の2以上を指定期限（入札日翌開庁日）までに納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

10 入札執行場所

大阪市役所 3階 第1 共通会議室

11 入札執行日時

平成26年 4月18日（金） 午前10時

12 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

13 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 開札後落札決定までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。

14 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

15 その他

(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(2) 落札者は、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条に該当するとして、そのものに係る入札は無効とする。

(3) 前記9に定める契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項に該当するものとし、落札の決定を無効とする。

(4) 本案件は平成26年度予算の発効をもって有効とする。

16 問合せ先

（売払物品に関する問合せ先）

こども青少年局保育施策部保育所運営課

電話06－6208－8121

（入札・契約に関する問合せ先）

こども青少年局企画部経理課（経理・調達）

電話06－6208－8177

（こども青少年局企画部経理課）

大阪市公告第48号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟 6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

金属くず等 3山

3 下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
平成26年 4月14日 (月)	午前9時15分から	靱公園	西区靱本町2-1-4
	午前11時45分 午後1時から	天王寺公園	天王寺区茶臼山町1-108
	午後4時30分	長居公園	東住吉区长居公園1-1

4 入札参加資格

平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年4月11日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること。

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成26年4月11日（金）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

平成26年4月15日（火） 午前10時

13 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

※ 消費税率は8%で計算すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のな

い入札は無効とする。

(注2) 転売目的の場合、古物営業許可もしくは、金属くず営業許可を持たない者のした入札は無効とする。

(注3) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が、指定期限（入札日当日）までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること。

(2) 10の契約保証金が指定期限（入札日当日）までに納付できない場合、大阪市規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定は無効とする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)



大阪市公告第49号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	大宮ほか1自転車保管所古自転車等－2	2 山
②	南港ほか4自転車保管所古自転車等－2	5 山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	平成26年 4月16日 (水)	午前10時から	大宮自転車保管所	旭区大宮 1 丁目 1 番32号
		午後5時まで	長吉北自転車保管所	平野区长吉出戸 8 丁目 3 番先
②	平成26年 4月16日 (水)	午前10時から 午後5時まで	南港自転車保管所	住之江区南港東 5 丁目 3 番41号
			西島自転車保管所	西淀川区西島 1 丁目 2 番付近
			新木津川大橋自転車保管所	住之江区柴谷 1 丁目 2 番付近
			南港東自転車保管所	住之江区南港東 2 丁目 4 番付近
			北港自転車保管所	此花区北港 2 丁目 1 番付近

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課

電話 06－6615－6684

F A X 06－6615－6577

4 入札参加資格

- (1) 平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年4月15日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

- (2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成26年4月15日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで
（午後0時15分から午後1時までを除く。）

- (2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

- (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成26年4月17日（木） 午前10時

② 平成26年4月17日（木） 午前10時30分

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

※ 消費税率は8%で計算すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が入札日当日中に契約保証金を納付したことを証する書類（契約代金納付期限が入札日当日の場合は契約代金を納付したことを証する書類）を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、契約代金を代金納付期限までに納付しなかった場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして落札の決定を無効とし、次順位の者と契約締結の手続きを行うものとする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。
- (4) 落札者が、契約代金を代金納付期限までに納付しなかった場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとみなして、落札の決定を無効とし、次順位の者と契約締結を行うものとする。

(建設局総務部経理課)



大阪市公告第50号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 3 月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟 6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

金属くず等 6山

3 下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
平成26年 4月21日 (月)	午前9時15分から	鶴見緑地	鶴見区緑地公園2-163
	午前11時45分	扇町公園	北区扇町1-1-21
	午後1時から 午後4時30分	大阪城公園	中央区大阪城3-11

4 入札参加資格

平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年4月18日(金)ま

でに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること。

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成26年4月18日(金)午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く)

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限(入札日当日)までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

平成26年4月22日(火) 午前10時

13 入札の方法

入札書(物品買受申込書)には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

※ 消費税率は8%で計算すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

（注2）転売目的の場合、古物営業許可もしくは、金属くず営業許可を持たない者のした入札は無効とする。

（注3）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が、指定期限（入札日当日）までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

18 その他

(1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること。

(2) 10の契約保証金が指定期限（入札日当日）までに納付できない場合、大阪市規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）



次のとおり一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 3月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビルITM棟10階

大阪市港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話 06-6615-7716

2 入札に付すべき事項

品 名	数 量	形 状
古紙等	1 山	有姿のまま

3 下見日時及び保管場所

入札に参加しようとする者は、次の日時・場所において行う下見に参加すること

日時 平成26年 4月 8日（火）午前 9時30分～正午

場所 大阪市大正区鶴町 2丁目20-47 大阪市港湾局鶴町基地構内

4 入札参加資格

- (1) 平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年 4月 7日（月）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度物品売払入札参加申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後 3ヶ月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成26年 4月 7日（月）午後 5時30分までの本市の休日を除く午前 9時から午後 5時30分まで（午後 0時15分から午後 1時までを除く）。

- (2) 受付場所 1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から大阪市ホームページにて交付する。また、1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限 平成26年 4月23日（水）

12 入札執行場所

大阪市港湾局入札室

13 入札執行日時

平成26年 4月 9日（水）午前11時

14 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること。

15 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

16 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

下見についての主管担当立会者確認印の無い入札

開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする

17 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

18 その他

(1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及

び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

19 問合せ先

(売払物品に関する問合せ先)

港湾局計画整備部設備担当（電気） 電話06－6568－9091

(入札・契約に関する問合せ先)

港湾局総務部経営監理担当（調達） 電話06－6615－7716

(港湾局総務部経営監理担当)

大阪市住宅供給公社公告

大阪市住宅供給公社公告第 1 号

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年 3 月28日

大阪市住宅供給公社

理事長 吉村 敬

- 1 大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

大阪市住宅供給公社

- 2 前項の者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

大阪市営住宅条例施行規則（平成 9 年大阪市規則第61号）別表第 1 に掲げる公営住宅及びその共同施設並びに別表第 2 に掲げる駐車場

- 3 第 1 項の者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第 3 章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて公営住宅及び共同施設の管理を行うこと。

ただし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 法第22条の規定による入居者の公募及び特定入居に関すること
- (2) 法第23条及び第24条の規定による入居者資格に関すること
- (3) 法第25条第 1 項の規定による入居者の決定に関すること
- (4) 法第29条第 1 項及び第7項の規定による高額所得者に対する

明渡請求に関すること

- (5) 法第32条第1項第1号から第5号までの規定による不正入居、家賃滞納等の入居者に対する明渡請求に関すること
- (6) 法第33条第1項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第2項の規定により公営住宅監理員を命ずること
- (7) 法第34条の規定により法第29条第1項の規定による高額所得者に対する明渡しの請求又は法第30条第1項の規定による収入超過者に対するあっせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること

4 第1項の者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(都市整備局住宅部管理課)